

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分 50 万円以上の下記改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後 3 か月以内に市税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事の内容にも要件があります。



住宅耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 2 分の 1 減額（1 戸あたり 120 m²相当分まで）されます。

【対象】

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに改修工事が完了した住宅

バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額（1 戸あたり 100 m²相当分まで）されます。

【対象】

- ①平成 19 年 1 月 1 日以前に建築された住宅
- ②65 歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれの方が居住

省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が 3 分の 1 減額（1 戸あたり 120 m²相当分まで）されます。

【対象】

平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所 1 階）

TEL 32・2115 / FAX 33・3401



国民健康保険（国保）税の納税通知書は 7 月中旬に発送します！

◆国保税の納付方法

市税務課より毎年 7 月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などをお送りします。

【普通徴収】納税通知書または口座振替による納付

【特別徴収】年金天引き

◆納付義務者は世帯主

国保税は被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に国保加入者がいる場合は世帯主に納税通知書を送付することになります。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所 1 階）

TEL 32・3845 / FAX 33・3401

特例対象被保険者等（非自発的失業者） に該当する方は、国保税が軽減されます （ただし申告が必要です）

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- ◎平成 21 年 3 月 31 日以降に離職された方
- ◎雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- ◎雇用保険受給資格者証の第 1 面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方

⑪・⑫・⑰・⑱・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。